

月1日から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故などの第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

交通事故などにより要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は、ほけん福祉課の窓口へ届出をお願いします。

■申請・問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

お知らせ

**はあと♥ステーション
の夏休みハートケア・
カウンセラー相談室開室**

夏休みの期間中に次のとおりハートケア・カウンセラー(教育相談員 川上眞由美先生)による相談を受け付けます。

勉強・友人関係・教育に関することなど、悩みを誰かに聞いてもらいたい...そんなときには一人で悩まずに、誰かに話を聞いてもらって、張り詰めた心を緩めましょう。相談するのは恥ずかしいと感じたりするかもしれませんが、利用者の相談内容などの秘密

は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

※来所相談の場合は、事前に電話予約をお願いします。電話相談も受け付けています。

▼相談室

いの町教育支援センター

☎850-4556

▼相談時間 10時～16時

▼開室日(8月)

1日(月)・3日(水)

5日(金)・15日(月)

16日(火)・18日(木)

19日(金)・22日(月)

23日(火)・25日(木)

26日(金)・29日(月)

■問い合わせ

教育委員会事務局

☎893-1922



お知らせ

**農業者年金加入のご案内
～農業者年金の特徴～**

▼農業に従事されている方は

誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納

付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

▼少子高齢化時代に強い年金

です 年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注)運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマインナスとならないようにする準備金の仕組みなどを導入しています。

▼保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

▼終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなされた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

▼税制面で大きな優遇処置があります

・支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)

・保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

・将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。

▼認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地などの経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地などの経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期が決められます。

農業の担い手の皆さんへの特別な支援です。詳しくは、いの町農業委員会事務局、又は、お近くの農業協同組合にお問い合わせください。

■問い合わせ

いの町農業委員会事務局

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115